

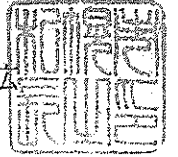


札幌市告示第3774号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条規定に基づいて告示します。

令和元年（2019年）7月18日

札幌市長 秋元克広



記

### 1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁舎5階）

札幌市まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課都市交通係

電話 011-211-2492

### 2 入札に付する事項

#### (1) 役務の名称

業務第25号 令和元年度一般交通量調査業務

#### (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による

#### (3) 履行期間 契約締結の日から令和2年3月25日まで

#### (4) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（※注1）

### 3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 平成31・32年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」に登録されている者であること。

(6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有すること。

(7) 国又は地方公共団体が発注した、交通量調査に係る業務を元請として履行した実績があること。



#### 4 入札書の提出方法等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記1に同じ。なお、入札説明書は下記URLのホームページからもダウンロードできる。

<http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/ippankyousou.html>

(2) 入札の日時及び場所 令和元年8月2日(金) 16時30分

札幌市役所本庁舎5階北西側会議室

(3) 開札

入札終了後に直ちに上記(2)の場所にて行う。

(4) 入札書の提出方法

紙入札方式により直接入札箱へ投函すること。(送付及び電送による提出は認めない)

#### 5 入札手続き等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要。ただし、札幌市契約規則第25条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法等

##### ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

##### イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者の入札参加資格について審査(事後審査方式)する。

落札候補者は、入札説明書に示すとおり、上記3の入札参加資格を有することを証する書類を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者による入札を入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

##### ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者のした入札を無効とし、次順位者を新たな落札候補者として上記イの審査を行う。

以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。

##### ※注1

平成28年11月18日に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」等により、消費税及び地方消費税の税率が、業務完了日において10%に引き上げられていることが見込まれるため、適用税率を10%としている。

なお、消費税引き上げ延期等により、業務完了日の適用税率が10%ではない場合は、別途、改定契約書の取り交わしを行う。